

別図 1

(表)

身 分 証 明 書		第 号
所 属		
官 職	氏 名	
上記のものは河川巡視規程第 条により命ぜられた河川巡視員であることを証す。		
		平成 年 月 日
		建設省 工事事務所長
	( ) 割 印	

(裏)

- 1 この証票は河川巡視のときは、必ず携帯し関係人から請求があった時は、これを提示しなければならない。
- 1 本証は、他人に貸与もしくは譲渡してはならない。
- 1 本証を紛失したときはすみやかに報告すること。
- 1 本証は、退職その他不用になったときは直ちに発行者に返済する。